

長野県文化財保存活用大綱の策定について

文化財・生涯学習課

1 策定の趣旨

- ・ 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核として、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。
- ・ こうしたことを背景に、文化財保護法が H30 年に改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を図るため、都道府県が文化財保存活用大綱を策定できることが規定された。

2 大綱の位置づけ

- ・ 本大綱は、県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すとともに、県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤とする。
- ・ 本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の文化財分野の個別指針であり、本県の文化・観光・教育・防災等の計画と整合を図る。
- ・ 市町村は、大綱を勘案しつつ「文化財保存活用地域計画」を定める。

3 概要(記述項目)

- ・ 文化財の保存・活用の現状
- ・ 文化財の保存・活用に関する基本方針
- ・ 本県が主体となって行う施策及び市町村への支援の方針
- ・ 防災・災害発生時への対応
- ・ 文化財の保存・活用の推進体制

4 策定スケジュール

R4年度			R5年度										R6年度					
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	★ 文化財保護審議会へ構成案提示						市町村意見聴取		文化財保護審議会委員意見聴取				★ 議会へ策定について報告	★ 教委定例会(原案決定)				
													パブリックコメント					
								★ 文化庁協議						★ 教委定例会(本案決定)				
														★ 議会報告(初委員会6定)				
														★ 文化庁協議				
																		★ 文化庁報告(5月～7月)
原案作成												原案修正	完成	周知				

長野県文化財保存活用大綱の概要(原案)

序章～第1章 文化財の保存・活用の現状

- 過疎化や人口減少、少子高齢化
- 気候変動による大規模災害の発生



文化財の次世代への継承の危機

(考慮すべき文化財を取り巻く環境)

- 人々のライフスタイルや価値観の変化
- 感染症の脅威
- 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進
- デジタル化の進展

○平成 31 年 4 月 改正文化財保護法施行



都道府県は『文化財保存活用大綱』を策定

市町村は『文化財保存活用地域計画』を策定



(大綱及び地域計画策定後に期待されること)

- 中・長期的な観点による文化財の保存・活用のための取組みの計画的・継続的な実施
- 地域社会総かりりによる文化財の次世代への継承の取組みの促進

文化財保存活用大綱の位置づけ

- 本県は、大綱で文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種取組の共通基盤とする。
- 市町村は、大綱を勘案しつつ、取組目標やその具体的な内容を記載した当該区域の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランを定める。
- 本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の文化財分野の個別指針として、本県の文化・観光・教育・防災等の計画と整合を図る。

第2章 文化財の保存・活用に関する基本方針

○各分野の課題

- ・調査・研究分野
- ・保存・管理分野
- ・活用・担い手分野
- ・文化財の種別分野



【目指す将来像】

文化財とその価値が次世代に継承され、「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている

本県の文化財の保存・活用に関する基本方針

■調査・研究分野

- (1) 文化財情報の正確な把握と保存
- (2) 大学等研究機関が実施する調査へ参加等
- (3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施

■保存・管理分野

- (1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進
- (2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進
- (3) 県補助金の充実と民間資金の導入
- (4) 災害発生に備えた体制づくり

■活用・担い手分野

- (1) 文化財を活用したまちづくりの推進
- (2) 文化観光の促進
- (3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進
- (4) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり

■文化財の種別分野

- (1) 調査等委員会による指導・助言の実践
- (2) 市町村文化財保護部局との情報共有と連携
- (3) 研修制度の充実と専門職員の計画的採用

第3章 本県が主体となって行う施策及び市町村への支援の方針

<p>■ 調査・研究分野</p> <ul style="list-style-type: none">○未実施の文化財類型に関して分布調査、史料編さん等による調査・研究を進める。○県立歴史館の科学分析により資料がもつ新たな価値を発見し、成果を公開する。○大学等研究機関による最新の調査技術等を習得・導入し、調査・研究の促進を図る。○近代及び現代に関する史・資料の収集及び調査・研究は、実施方針を検討する。	<p>■ 保存・管理分野</p> <ul style="list-style-type: none">○県文化財保護指導委員会による文化財パトロールの結果を重視し、本県と市町村との連携や、補助事業の優先順位に活かす。○国指定候補になりうる県指定文化財及び「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関しては、定期的なモニタリングを実施し、県文化財保護審議会委員の指導・助言を受ける。○県立歴史館の科学分析機器により脆弱資料の状態を把握し、適切な資料保存を行う。○国・県指定文化財の保存・修理事業への補助を、緊急性や必要性を鑑み、引き続き行う。○「保存活用計画」及び「文化財保存活用地域計画」の策定に関して、市町村の要請に応じて助言や、策定に係る研修を行い、文化財がもつ価値の次世代継承を促進する。○災害対応は「長野県文化財防災マニュアル」・「長野県文化財レスキューガイドライン」を指針として対応し、文化財保護行政市町村担当者会議で内容の周知等を行い、運用を図る。	<p>■ 活用・担い手分野</p> <ul style="list-style-type: none">○本県関係部局及び市町村と連携し、文化財の積極的な活用を推進する体制を構築する。○県内で認定された4つの日本遺産を軸に、引き続き文化観光を推進し、地域の歴史遺産の磨き上げとブランド化を行う。○県立歴史館が実施する講演会、学校への出前事業、職員研修制度と、市町村への展示等技術支援を通じて、市町村の実施事業を支援する。また、同館施設の機能拡充を検討する。○文化財に興味・関心があり関与を希望する人々と、文化財が、互いに接触する機会をボランティア等活動により創出し、文化財の担い手・支え手と連携活動を促進する。	<p>■ 文化財の種類別分野</p> <ul style="list-style-type: none">○文化財の修理及び調査等に関して、専門家による指導・助言が受けられるエキスパートバンク制度を本県が設け、長野県建築士会へリテージマネージャー協議会との連携を進める。○本県及び他県にて実践される文化財事業事例を収集し、市町村に情報提供する。○本県が主催する各種文化財保護の研修制度を充実させる。○本県の文化財保護体制の維持・向上のため、専門職員の計画的な採用を実施する。
--	---	---	---

県の文化財の保存・活用に関する基本方針

第4章 防災・災害発生時への対応

<p>■ 長野県文化財防災マニュアル</p> <p>■ 長野県文化財レスキューガイドラインによる指針の運用</p> <ul style="list-style-type: none">○平常時の備え○被災時の対応（一般災害）○東海地震等の大規模地震発生時への対応

第5章 文化財の保存・活用推進体制

<p>■ 本県の文化財行政（本庁）</p> <ul style="list-style-type: none">○文化財・生涯学習課○文化政策課（現地機関）○県立歴史館（発掘調査機関）○埋蔵文化財センター（附属機関）	<p>■ 本県の関係部局及び現地機関</p> <ul style="list-style-type: none">○企画振興部、環境部、産業労働部、観光部と各現地機関、教育事務所の機関・団体等○長野県文化財保護指導委員○長野県文化振興事業団○長野県博物館協議会○長野県史料保存活用連絡協議会○信州資料ネット○長野県建築士会○長野県文化財保護協会
---	---

長野県文化財保存活用大綱

(原案)

令和5年12月25日

長野県教育委員会

(表紙裏)

目次

序章.....	1
1 大綱策定の背景	1
2 大綱の位置付け	1
第1章 文化財の保存・活用の現状.....	4
1 文化財の法制度	4
(1) 文化財の体系.....	4
(2) 文化財の保護制度.....	6
(3) その他の関連制度.....	7
(4) 本県の文化財保護行政の沿革	8
2 本県の概要.....	9
(1) 位置・面積.....	9
(2) 地形	9
(3) 気候	10
(4) 今後の人口動態	10
3 本県の文化財と特徴	11
(1) 有形文化財.....	11
(2) 無形文化財.....	12
(3) 民俗文化財.....	12
(4) 記念物.....	13
(5) 文化的景観.....	15
(6) 伝統的建造物群	15
(7) 埋蔵文化財.....	15
(8) 文化財の保存技術.....	16
(9) 各地域の特徴を示す文化財	16
第2章 文化財の保存・活用に関する基本方針	19
1 各分野の課題	19
(1) 調査・研究分野の課題	19
(2) 保存・管理分野の課題	19
(3) 活用・担い手分野の課題.....	20
2 文化財の種別分野の課題.....	20
(1) 有形文化財.....	20
(2) 無形文化財.....	21
(3) 民俗文化財.....	21
(4) 記念物.....	21
(5) 文化的景観.....	22
(6) 伝統的建造物群	22
(7) 埋蔵文化財.....	22
(8) 文化財の保存技術.....	23

3	文化財の保存・活用に関する基本方針の設定	23
4	本県の文化財行政が目指す将来像	24
第3章 本県が主体となつて行う施策及び市町村への支援の方針		25
1	調査・研究分野	25
	(1) 文化財情報の正確な把握と保存	25
	(2) 大学等研究機関が実施する調査等への参加と最新技術の導入	25
	(3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施	25
2	保存・管理分野	25
	(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進	25
	(2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進	25
	(3) 県補助金の充実と民間資金の導入	25
	(4) 災害発生に備えた体制づくり	26
3	活用・担い手分野	26
	(1) 文化財を活用したまちづくりの推進	26
	(2) 文化観光の促進	26
	(3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進	26
	(4) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり	26
4	文化財の種別分野	27
	(1) 調査等委員会による指導・助言の実践	27
	(2) 市町村文化財保護部局との情報共有と連携	27
	(3) 研修制度の充実と専門職員の計画的採用	27
第4章 防災・災害発生時への対応		28
1	平常時の備え	28
2	被災時の対応（一般災害）	28
3	東海地震等の大規模地震発生時への対応	29
4	防犯対策	30
第5章 文化財の保存・活用の推進体制		31
1	本県の文化財行政	31
	(1) 教育委員会事務局文化財・生涯学習課	31
	(2) 文化財保護審議会（附属機関）	32
2	本県の関係部局及び現地機関	32
3	他の機関との連携	33
	(1) 文化財保護指導委員	33
	(2) 一般財団法人長野県文化振興事業団	33
	(3) その他団体	33
参考資料		34

序章

1 大綱策定の背景

本県を指す「信州」という呼称は、県民のみならず、汎列島の親しまれてきた。周囲が高い山々に囲まれた本県では、各盆地や谷筋において隣接地域と関わりつつ、長い歴史に育まれた文化や風土が形成された。その結果、本県の特徴とも呼べる多様な文化的内容が、広い県域に、貴重な文化財として今に伝えられている。

本県の貴重な文化財は、これまで郷土の先人たちにより守られてきたが、過疎化や人口減少、少子高齢化という大きな社会情勢の変化と、気候変動による大規模災害の発生により、文化財の次世代への継承が危ぶまれる事態となっている。

このような状況の中、平成31年（2019年）4月1日の文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正により、都道府県は「文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」という。）を定めることができるとされた。

そのため本県では、中・長期的な観点から文化財のより適切な保存と活用を計画的・継続的に実施し、地域社会総がかりで文化財の次世代への継承を促進するため、「長野県文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の保存と活用の基本的な方針を示すこととした。

2 大綱の位置付け

文化財の保存・活用のために必要な措置を講ずることは、文化財保護法第1条、第3条及び第4条に定めている。本県では、文化財保護条例の第1条で法と同様の趣旨をうたう。

大綱は、文化財保護法第183条の2に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、また各種取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。

大綱で示す本県の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性等は、本県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン3.0」（令和5年（2023年）3月策定）をはじめ、「第4次長野県教育振興基本計画」（令和5年（2023年）3月策定）、「第2次長野県文化芸術振興計画」（令和5年（2023年）3月策定）、「長野県行政・財政改革方針2023」などの方向性と整合を図る。また「長野県観光戦略」や、「長野県地域防災計画」等の内容も勘案する。

また、市町村が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランである「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）と、文化財所有者や管理団体等が作成する個別の文化財の「保存活用計画」の作成にあたっては、国の指針で、大綱を勘案し定めるものとされている。本県の大綱策定により、大綱が目指す将来像を市町村と共有することが可能となると考える。

なお、本大綱は、社会状況の変化や上位計画の改訂等の状況を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

関連する 本県の計画	項目	内容
長野県総合計画 「しあわせ信州 創造プラン 3.0」	文化、スポーツの 振興などゆとりあ る暮らしを創造す る	<ul style="list-style-type: none"> ・県立歴史館の収蔵品のデジタル化やオープン化による県民のアクセス環境向上 ・県立歴史館の機能拡充による学習・交流の促進及び新たな県史編さんの着手 ・文化財の観光資源化や地域コミュニティの核として積極的に活用する取組の推進
第4次長野県 教育振興基本計画	生涯を通じて学ぶ ことができる環境 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料等のデジタル化・オープン化の推進による県民のアクセス環境の向上
第2次長野県 文化芸術振興計画	文化芸術があらゆる 分野に根つき活 かされている	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や景観等を活かした地域のブランドづくりの取組支援
	文化芸術活動や伝 統文化が地域で支 えられ、その価値 が引き継がれてい る	<ul style="list-style-type: none"> ・県立歴史館を含む県立文化施設との連携の推進等 ・民俗芸能を主とする保護・記録・継承 ・地域の歴史文化の発信に資する県立歴史館の収蔵品のデジタル化やオープン化、企画展や各種講座等による情報発信
長野県行政・財政 改革方針 2023	市町村間の連携 本県と市町村の連 携協力	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における専門職員確保への積極的支援 ・市町村への権限移譲の推進 ・本県と市町村の役割分担の在り方の検討 ・市町村単独では確保が困難な専門性をもつ人材に関しては、登録制度や本県職員の市町村派遣 ・共同事務事業の実施や協議の場の設定
	広域的課題解決に 向けた他の都道府 県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・中部日本四県サミット等の枠組みを活かした観光振興などの広域的な取組の推進

序-2-1 関連する本県の計画・方針とその内容

3 考慮すべき文化財を取り巻く環境

今後の文化財保護行政の方向性を検討するに当たっては、次のような文化財を取り巻く社会環境や社会情勢の変化を踏まえる必要がある。

〈考慮すべき文化財を取り巻く環境〉

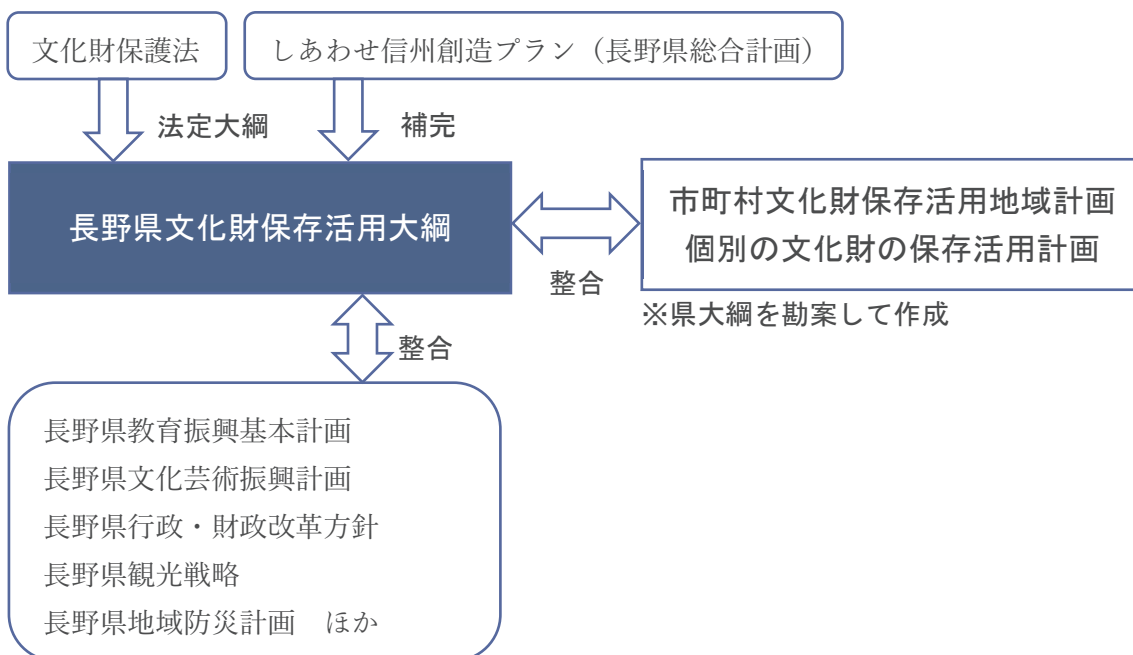
- 人口減少及び少子高齢化の進行
長野県の令和5年（2023年）の人口は200.7万人で、65歳以上の人口割合は32.9%
- 人々のライフスタイルや価値観の変化
生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向と、価値観の多様化
- 自然災害や感染症の脅威
大規模な豪雨災害や土砂災害の頻発化、人やモノの移動制限等による経済活動の制限
- 持続可能な開発目標（SDGs）の推進
県民・企業・行政などあらゆる主体とのパートナーシップによる取組の必要性
- デジタル化の進展
5G、IoT(*)、AI(*)等のデジタル技術による「Society5.0(*)」の実現

* [SDGs] Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

* [IoT] Internet of Things の略。モノのインターネット。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。

* [AI] Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど。

* [Society5.0] サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において提唱。



序-2-2 長野県文化財保存活用大綱の位置づけ

第1章 文化財の保存・活用の現状

1 文化財の法制度

(1) 文化財の体系

本大綱が対象とする「文化財」は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型である。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や、文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

なお、「文化財」には、国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。

さらに、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

【有形文化財】：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料。建造物以外のものを総称して、美術工芸品と呼ぶ。なお、有形文化財のうち、長野県文化財保護条例により重要なものとして指定されたものを「長野県宝」と呼ぶ。

【無形文化財】：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

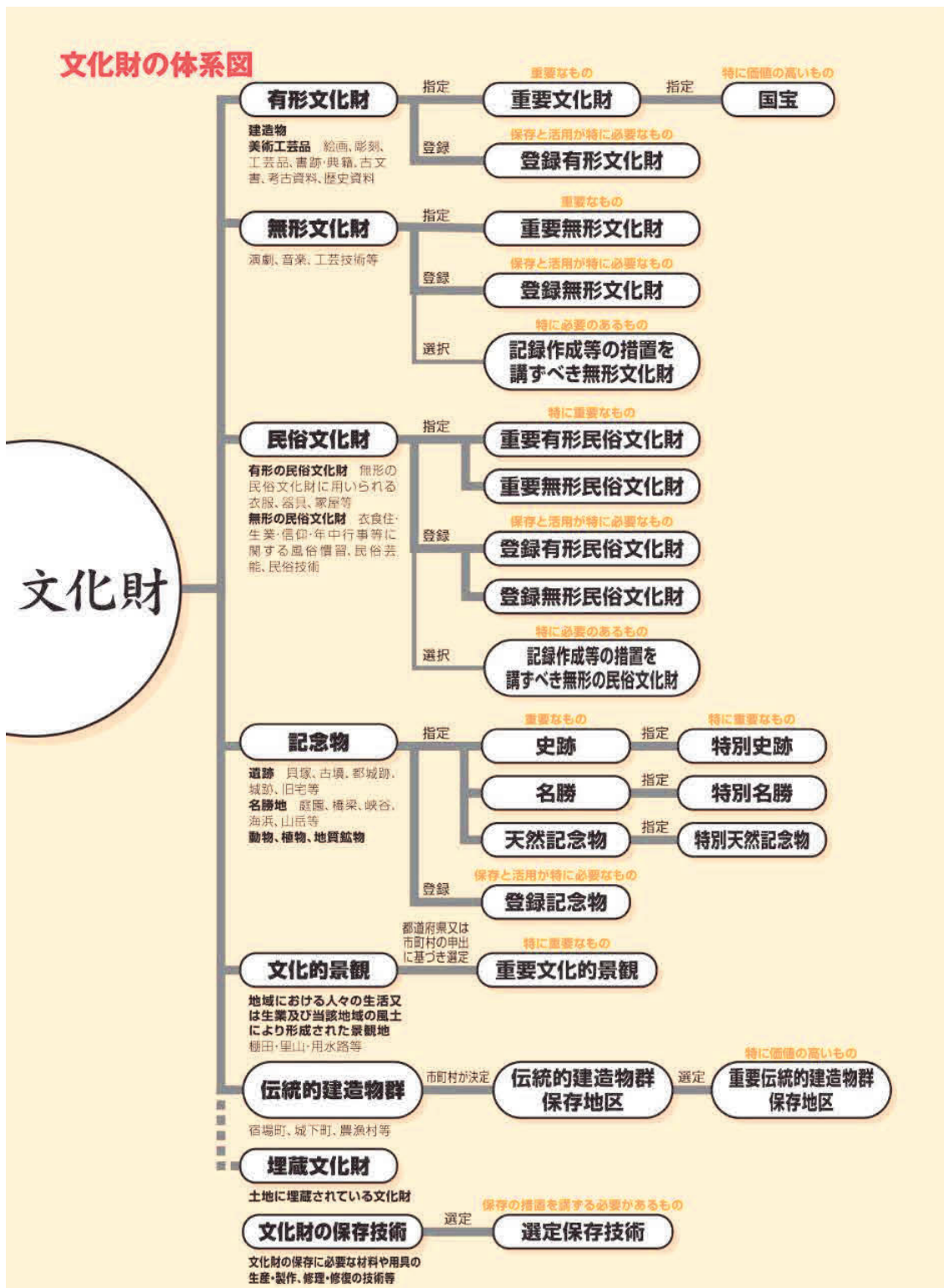
【民俗文化財】：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能およびこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国の生活の推移の理解に欠くことのできないもの。

【記念物】：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む）植物（自生地を含む）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

【文化的景観】：地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解に欠くことのできないもの。

【伝統的建造物群】：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いもの。

【埋蔵文化財】：土地に埋蔵されている文化財で、主に遺跡といわれている場所である。遺跡とは遺構・遺物の総称で、遺構は貝塚、古墳、住居跡、都城跡、城館跡、窪跡、経塚な



1-1-(1)-1 文化財の体系図 (文化庁作図)

ど不動産的なもの、遺物は土器、石器、金属器、木器、瓦など動産的なものを指す。埋蔵文化財が存在する場所を「埋蔵文化財包蔵地」と呼ぶ。

【文化財の保存技術】：文化財を保存していく上で必要な伝統的な技術や技能のうち、保存すべきもの。

(2) 文化財の保護制度

文化財の保護制度には、指定制度、選定制度、登録制度、記録選択があり、このほか埋蔵文化財についての取扱いが定められている。

【指定制度】：歴史上、芸術上または学術上、価値の高いものを厳選して指定し、恒久的な保護措置を講ずる制度である。有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に、民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財と重要無形民俗文化財に、記念物のうち特に重要なものを史跡、名勝、天然記念物に指定している。さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高く、類ない国民の宝たるものを国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定している。

また、長野県では文化財保護条例に基づき、区域内に存在する国指定以外の文化財で重要なものを長野県宝、長野県無形文化財、長野県有形民俗文化財、長野県無形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物に指定し、保護と活用を図っている。

文化財の保護制度	国	長野県
根拠法令	文化財保護法	長野県文化財保護条例
指定	重要文化財－国宝 重要無形文化財 重要有形民俗文化財 重要無形民俗文化財 史跡－特別史跡 名勝－特別名勝 天然記念物－特別天然記念物	長野県宝 長野県無形文化財 長野県有形民俗文化財 長野県無形民俗文化財 長野県史跡 長野県名勝 長野県天然記念物
記録選択	重要無形文化財以外の無形文化財 重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財	長野県無形民俗文化財以外の無形民俗文化財
選定	重要伝統的建造物群保存地区 選定保存技術	長野県選定保存技術
登録	登録有形文化財 登録無形文化財 登録有形民俗文化財 登録無形民俗文化財 登録記念物	

1-1-(2)-1 国と長野県の文化財保護制度

【選定制度】：文化的景観および伝統的建造物群に関して、市町村（文化的景観については都道府県または市町村）の申し出に基づき、特に重要なもの、価値が特に高いものを、それぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区に選定する制度である。また、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術または技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを、選定保存技術として選定している。

【登録制度】：指定制度を補完するものとして、より緩やかな規制の下で、文化財所有者の自主的な保護を促進する制度である。重要文化財以外の有形文化財、重要無形文化財以外の無形文化財、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財、重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物以外の記念物のうち、地方自治体が指定したものを除いて文化財としての価値に鑑み、保存および活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録している。

【記録選択】：重要無形文化財以外の無形文化財、重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成・保存し、公開することができる制度である。

【埋蔵文化財】：周知された埋蔵文化財包蔵地の中で行われる公共工事・民間工事がやむなく埋蔵文化財に影響を与える場合は、記録保存のための発掘調査が実施される。また国・県・市において特に重要であると判断されたものについては、史跡として指定されるなどの保護措置が執られることになる。

（3）その他の関連制度

上記の文化財の保護制度のほか、ユネスコ憲章に基づく世界遺産、無形文化遺産や、文化庁の日本遺産認定などにより、文化財の保存・活用が図られている。

【世界遺産】：世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約に基づく制度で、顕著で普遍的な価値を有する文化遺産・自然遺産を世界遺産リストに記載して保護を図る。日本においては、構成資産は文化財保護法上の保護措置が講じられる。

【ユネスコ無形文化遺産】：無形文化遺産の保護に関する条約に基づく制度で、口承による伝統および表現、芸能、社会的習慣、儀式および祭礼行事、自然および万物に関する知識および習慣、伝統工芸技術といった無形文化遺産について、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へ記載し、保護を図るもの。

【日本遺産】：文化庁が平成 27 年度（2015 年度）から認定を開始した「日本遺産」は、地域の有形・無形の文化遺産をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する。地域の活性化や新たな観光資源として、活用を図ることが目的とされる。

(4) 本県の文化財保護行政の沿革

本県における文化財保護の行政的な取組において、主要な法・条例・改組を抜粋する。

元号・西暦	内 容
昭和 23 年(1948 年)	長野県に教育委員会が設置され、翌年事務局が置かれる。
昭和 25 年(1950 年)	5 月 1 日に国が文化財保護法（以下、「法」と省略）を公布する。
昭和 26 年(1951 年)	県教育委員会事務局を改組し、社会教育課を設け、同課が文化財保護行政を所掌する。
昭和 43 年(1968 年)	法の一部改正が行われ、文化庁が発足する。県総務部文書学事課が所管する「長野県政史刊行会」と、県教育委員会社会教育課が所管する「長野県史刊行会」の二つが発足する。
昭和 46 年(1971 年)	文化係と、社会教育課から移管された文化財係の 2 係体制による文化課が県教育委員会事務局に設置される。
昭和 50 年(1975 年)	法の一部改正を受け、長野県文化財保護条例と同施行規則の改正を行う。長野県文化財保護指導委員の設置要綱が定まる。
昭和 57 年(1982 年)	財団法人長野県埋蔵文化財センターが設立される。
昭和 60 年(1985 年)	文化課は文化財係 1 係体制を文化財保護係と埋蔵文化財係の 2 係体制とし、埋蔵文化財保護行政を充実させる。
平成 8 年(1996 年)	文化課を文化財保護課に改称する。
平成 11 年(1999 年)	文化財保護課が生涯学習課と統合して文化財・生涯学習課となる
平成 12 年(2000 年)	国の地方分権一括法を受け、法の一部改正により埋蔵文化財事務の多くが自治事務となる。
平成 20 年(2008 年)	文化財保護係と埋蔵文化係が統合し、文化財係の 1 係体制となる。
平成 30 年(2018 年)	法の一部改正を行い、都道府県の「文化財保存活用大綱」と市町村の「文化財保存活用地域計画」を法定の大綱・計画とする。
令和 2 年(2020 年)	文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）が制定される。
令和 3 年(2021 年)	法の一部改正を行い、無形文化財及び無形民俗文化財に国の登録制度が導入され、地方登録制度が新設された。
令和 4 年(2022 年)	博物館法の一部改正により、博物館事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化、他の博物館との連携、地域の活力の向上に取組ことが努力義務となり、博物館登録制度の要件が見直される。
令和 6 年(2024 年)	長野県文化財保存活用大綱の策定【予定】

1-1-(4)-1 本県の文化財保護行政の沿革

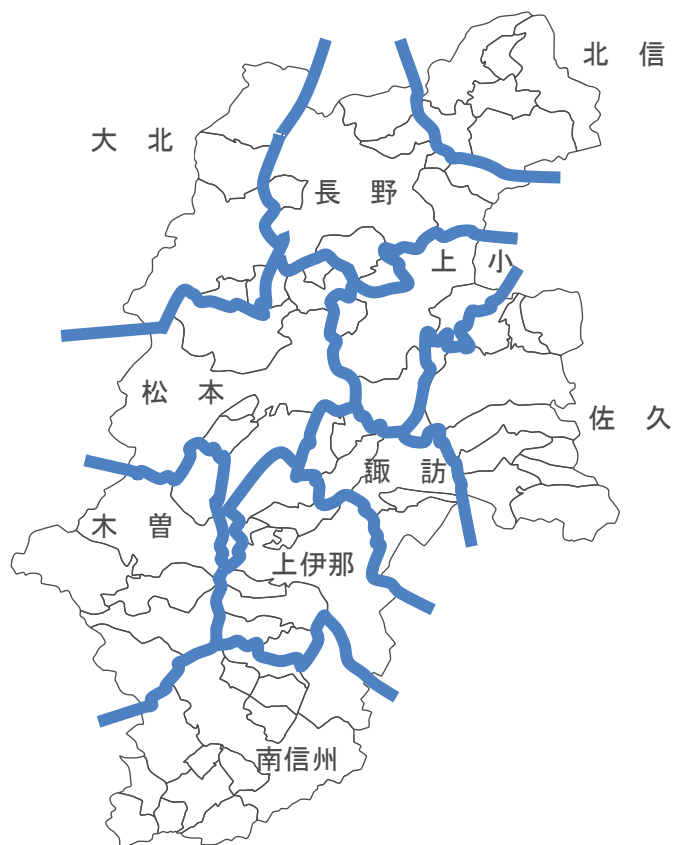
2 本県の概要

(1) 位置・面積

本県は、南北が下伊那郡根羽村(北緯 35 度 11 分 55 秒) から下水内郡栄村(37 度 01 分 49 秒)、東西が南佐久郡川上村(138 度 44 分 22 秒) から木曾郡王滝村(137 度 19 分 29 秒) の範囲で、本州のほぼ中央に位置し、旧石器時代から現在に至るまで東西文化並びに日本海側と太平洋側の文化をつなぐ結節点となっている。県域は東西幅約 120km、南北幅約 212km と長大で、面積は 13,561.56 km²と全国第 4 位の規模である。

この広大な面積を有する本県は、周囲を標高 3,000m 前後の高山が囲む。県域には諸々の山岳が重なり合い、それは北アルプス(飛騨山脈)、中央アルプス(木曾山脈)、南アルプス(赤石山脈)の名で知られ、「日本の屋根」とも呼ばれる。

これらの山脈を囲むように、東に群馬県と埼玉県、南に山梨県・静岡県・愛知県、西に富山県と岐阜県、北に新潟県があり、本県は 8 県と接している。現在、本県は 77 の市町村で構成される。



1-2-(1)-1 本県の行政区分

(2) 地形

周囲を高山に囲まれた本県に源を発する河川は 8 水系で、信濃川水系(千曲川)、姫川水系、関川水系の 3 水系は日本海に注ぎ、天竜川水系、木曾川水系、矢作川水系、富士川水系(釜無川)、利根川水系(馬坂川)の 5 水系は太平洋に注いでいる。

県内の平地は、これらの川の間であって、およそ 6 地方に分かれている。千曲川流域は佐久平(平=盆地 以下同様)、上田平、善光寺平、飯山平、犀川流域は松本平、木曾川流域は木曾谷、天竜川流域は伊那谷(=盆地)と諏訪湖を中心とする諏訪盆地であり、七つの盆地と木曾谷を形成している。本県の中央部にはフォッサマグナ(大地溝帯)がとおり、姫川～大町市～松本市～諏訪市～富士見町をほぼ一直線にむすぶ線が県域を斜めに走って東北日本と西南日本を分けている。山脈と山地、河川によって形作られた本県の地形は、山地、山

麓が81.8%と大部分を占め、丘陵台地が9.4%で、平地はわずか8.8%にすぎない。

人々の生活舞台となる平地の、善光寺平や松本平などの山裾には扇状地が発達している。天竜川流域では数段の河岸段丘が形成され、千曲川流域の佐久平とともに、浸食の進んだ田切地形がみられる。また善光寺平や飯山平の河川勾配のゆるい千曲川両岸には、幅300mにもおよぶ自然堤防が形成され、その背後には厚さ約80mにもおよぶ沖積層が堆積している。

(3) 気候

本県の広い面積と標高差が大きい複雑な地形から、気候や植生に大きな違いがみられ、北部、中部、南部と三つの気候植生型に分かれる。

中野市の高社山と大町市中綱湖を結ぶ線から北の北部は日本海型（北陸気候区）であるため雪が多く、下水内郡栄村などは日本有数の豪雪地帯となっている。この地区の植生の代表はブナ林で、ユキツバキなどもみられる。飯田市や木曾郡南木曾町を結ぶ

線から南の南部は太平洋型（東海型気候区）であるため梅雨時には降水量が多く、温暖なためシイやカシなどの常緑の照葉樹林帯に属し、モウソウチク、ユズ、茶も栽培されている。

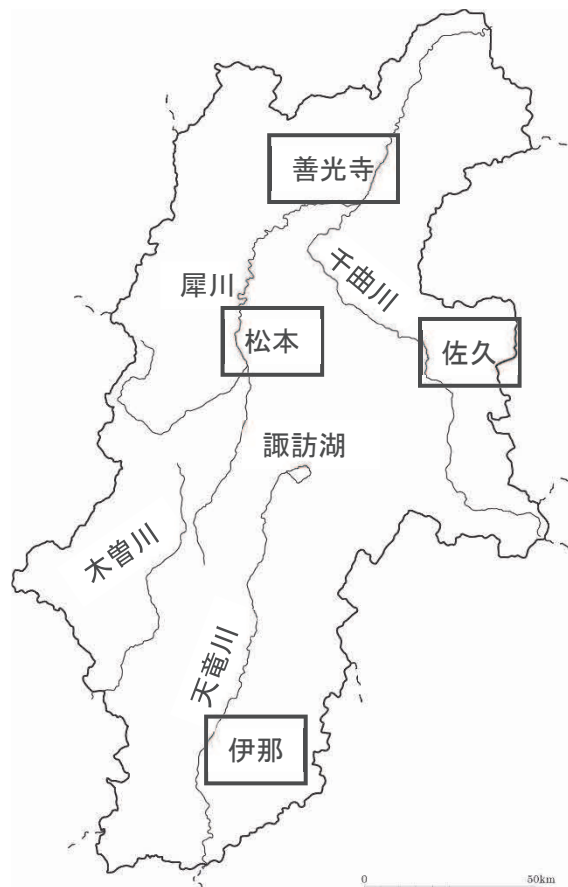
この北部と南部の間となる中部は、典型的な内陸型（中部高地気候区）で、気候の年較差が大きく降水量が少ないため、上田市塩田などには数多くの溜池がみられる。この地域の生活に関わる里山の植生は、クリ、クヌギなどの落葉広葉樹林が大部分を占めている。

降水量についても地域差が大きく、中部西側から南部にかけては年降水量が1,500mmに達する。一方、中部東側から北部にかけては1,000mm前後である。

(4) 今後の人口動態

令和5年（2023年）4月1日現在の本県の人口は2,007,647人（男：981,739人、女：1,025,908人）である。10年前の平成25年（2013年）4月1日の人口は2,121,223人（男：1,030,357人、女：1,090,866人）であり、10年間で113,576人（約5.4%）の減少である。

人口の減少傾向は、山間部の町村部（平成の大合併前の町村を含む）に顕著で、山間部の社会構造の変化は著しい。



1-2-(2)-1 本県の代表的な河川と地方

今後の本県の人口は、現状維持ケースの場合、令和 22 年（2040 年）にはおよそ 1,755,000 人、令和 32 年（2050 年）にはおよそ 1,588,000 人と推移する。令和 37 年（2055 年）にはおよそ 150 万人程度にまで減少し、今後、文化財の保護に大きく影響する因子となっている。



推計に当たっての仮定

現状推移ケース：合計特殊出生率や社会増減について現状の傾向が続くと仮定（社人研準拠）

改善ケース：合計特殊出生率について2027年に1.61（県民希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に上昇し、2025年に社会増減が均衡すると仮定

出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

1-2-(4)-1 長野県人口の将来展望

（令和 5 年（2023 年）3 月策定 長野県総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」より）

3 本県の文化財と特徴

(1) 有形文化財

【建造物】

本県では寺院及び神社建築、塔と廟、城郭、書院等の住宅、民家、洋風建築、近代化遺産、近代和風建築が指定を受けている。国宝 6 件、国指定 83 件を有する。地域の祭礼行事など昔から継続するコミュニティのシンボリック的存在であることが多く、地域社会と常に密接な関係にある文化財である

寺院建築には「善光寺本堂」（長野市）、「安楽寺八角三重塔」（上田市）、「中禅寺薬師堂」（上田市）などがあり、神社建築には「仁科神明宮」（大町市）、「諏



1-3-(1)-1 旧開智学校校舎（松本市）

訪大社上社」(諏訪市)と「諏訪大社下社」(下諏訪町)などがある。城郭建築では「松本城天守」(松本市)、洋風建築では「旧開智学校校舎」(松本市)、近代和風建築では「旧松本区裁判所庁舎」(松本市)がある。民家建築では「堀内家住宅」(塩尻市)、「嶋崎家住宅」(塩尻市)などがある。

洋風建築には本県の近代化の特色を表す「旧三笠ホテル」(軽井沢町)、「片倉館」(諏訪市)、「旧常田館製糸場施設」(上田市)がある。近代化遺産として「読書発電所施設」(南木曾町)、「牛伏川本流水路」(松本市)、「坂戸橋」(中川村)がある。登録有形文化財は現在 613 件あり、住宅・治山治水・交通・官公庁舎・学校等の建造物が多い。

【美術工芸品】

本県では、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書、考古資料、歴史資料が指定を受けている。国宝 4 件、国指定 98 件を有する。

考古資料では、棚畑遺跡出土の「土偶(縄文のビーナス)」(茅野市)、中っ原遺跡出土の「土偶(仮面の女神)」(茅野市)、「長野県藤内遺跡出土品」(富士見町)があり、本県の縄文時代の文化を象徴する。

工芸品では、若穂保科の清水寺の「鉄鍬形」(長野市)は平安時代、同寺の絵画「絹本著色両界曼荼羅図」は鎌倉時代前期の作品である。金台寺(佐久市)の絵画「紙本著色一遍上人絵伝」は中世の踊念仏の様子を描く。善光寺(長野市)には鎌倉時代にさかのぼる「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」と、前立本尊「金銅阿弥陀如来及両脇侍立像(一光三尊仏)」がある。また、飛鳥時代に日本列島に渡来した仏像「銅造菩薩半跏像」(松川村)、県内の木造彫刻では最古級の松代の清水寺「木造千手観音立像」がある。

古文書では、平安時代の「鳥羽院庁下文」(千曲市・県立歴史館)、戦国時代の「生島足島神社文書」(上田市)がある。

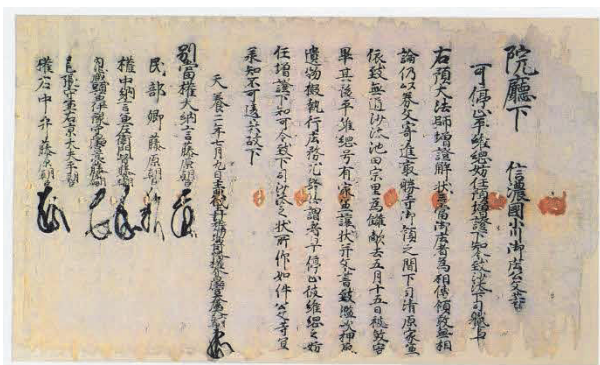
(2) 無形文化財

本県には国の指定を受けた無形文化財はこれまでないが、県の無形文化財として「日本刀制作技術」(東御市)が工芸史上特に重要なものとして指定を受ける。

(3) 民俗文化財

【有形民俗文化財】

本県では、民俗芸能の芝居小屋である舞台、信仰・年中行事、生業等の用具が指定を受けている。7 件の国指定を有する。農耕や林業等用具、産業資料、民間信仰や小正月関連の年中行事資料など、本類型は人間活動が生み出した多彩な資料により構成されることに特徴



1-3-(1)-2 鳥羽院庁下文
(長野県立歴史館所蔵)

がある。人形舞台である「下黒田の舞台」（飯田市）、漆器製作の木地・塗・加飾に関する用具「木曾塗の製作用具及び製品」（塩尻市）、江戸時代末期の窯製品である「染屋焼コレクション」（上田市）がある。

【無形民俗文化財】

本県では特に南信地域の民俗芸能が多くの指定を受け、10件の国指定を有する。節気と農作業、年中行事が深く結びつき、特色ある祭り・行事が現在に伝わる。

霜月神楽（湯立神楽）として有名な「遠山の霜月祭」（飯田市）と「天竜村の霜月神楽」（天龍村）、オコナイもしくは田楽に分類される「雪祭（新野の雪祭）」（阿南町）、古式の踊りと祖霊の迎え・送りの次第を有する「新野の盆踊」（阿南町）、



「和合の念仏踊」（阿南町）などがある。また、記録措置を講ずべき無形民俗文化財（国選択）には「大河内の鹿追い行事」（天龍村）など30件がある。

地芝居（地歌舞伎）として平成29年（2017年）に全国初の国指定を受けた「大鹿歌舞伎」（大鹿村）があり、人形芝居「伊那の人形芝居・今田人形・黒田人形・早稲田人形」（飯田市・阿南町）が国選択を受けている。

（4）記念物

【史跡】

本県では集落跡、古墳、祭祀遺跡、城跡、交通生産関係遺跡、墳墓及び碑、学校等が特別史跡もしくは国の指定を受けている。特別史跡1件、国指定37件を有する。

八ヶ岳山麓に広がる縄文時代中期集落の象徴である特別史跡「尖石石器時代遺跡」（茅野市）と国史跡「井戸尻遺跡」（富士見野）がある。また、「星糞峠黒曜石原産地遺跡」（長和町）と「星ヶ塔黒曜石原産地遺跡」（下諏訪町）は、縄文時代の石器石材である黒曜石の採掘坑跡が発見された国史跡である。



また、古墳時代の国史跡は墳墓が主で、3世紀後半から末の「弘法山古墳」（松本市）、4世紀前半以降築造の森将

1-3-(4)-1 特別史跡 尖石石器時代遺跡の一つである与助尾根遺跡（茅野市提供）

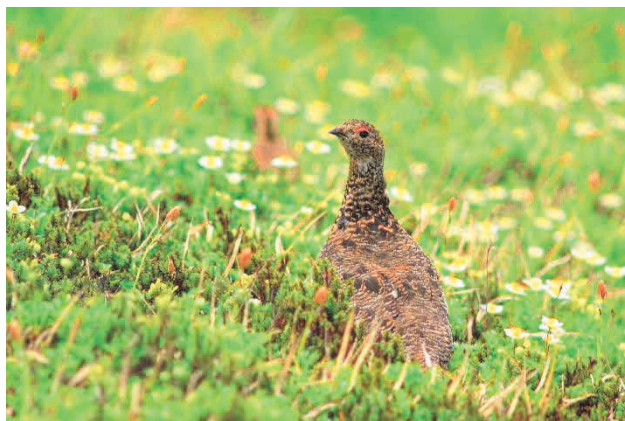
軍塚古墳を含む「埴科古墳群」(千曲市)がある。6世紀から7世紀の「飯田古墳群」(飯田市)では、馬具の副葬や、畿内系の横穴式石室の採用がみられる。また、5世紀以降に積石塚古墳500基余りが築造された「大室古墳群」(長野市)がある。墳墓以外では、祭祀遺跡の「神坂峠遺跡」(阿智村)、古墳時代後半を含む竪穴建物跡が120軒を超え発見された集落跡「平出遺跡」(塩尻市)がある。

古代では、地域支配の実態を示した「恒川官衙遺跡」(飯田市)と、古代仏教の信濃定着を示した「信濃国分寺跡」(上田市)がある。

中世から近世では、15世紀から16世紀「小笠原氏城跡」(松本市)、17世紀の近世城郭「松本城」があり、天守は国宝松本城天守として指定される。また、「高遠城跡」(伊那市)、「松代城附新御殿跡」(長野市)、「上田城跡」(上田市)のほか、幕末の五稜郭の型式をもつ「龍岡城跡」(佐久市)がある。江戸時代の五街道の一つ「中山道」は、南木曾町と長和町に良好な街道跡が残り、その道筋の関所である「福島関跡」(木曾町)がある。

【名勝・天然記念物】

山岳地帯が多い本県では、峡谷や山岳関係の指定が多く、特別名勝及び天然記念物1件、特別天然記念物2件(地域の定めのない動物除く)を有する。名勝は、庭園のように人為的に造成された人文的名勝と、山岳のように自然の営みによって生成された風致景観を対象とする自然的名勝の2種類がある。天然記念物は、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物(特異な自然の現象が生じている土地を含む)の中で、学術上価値が高いものを対象とする。



1-3-(4)-2 個体群復活事業が続くライチョウ

日本列島の代表的な山岳景勝地である「上高地」は特別名勝及び特別天然記念物であり、峡谷や瀑布といった景勝地である名勝「天龍峡」(飯田市)・「寝覚の床」(上松町)・「米子瀑布群」(須坂市)がある。また、庭園に加え、境内林等が指定された「光前寺庭園」(駒ヶ根市)がある。なお、登録記念物には8件の庭園が長野市に登録されており、城下町として発展した松代城周囲の造園文化を今に伝える。

天然記念物では、本県の高山帯に生息する「カモシカ」と「ライチョウ」が特別天然記念物に指定されている。また、植物では、白馬岳を中心とした「白馬連山高山植物帯」(白馬村)、「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」(松本市)も特別天然記念物として指定を受ける。このほか、「霧ヶ峰湿原植物群落」(諏訪市・下諏訪町)、小野(辰野町)と西内(上田市)のシダレクリ自生地がある。地質鉱物では、「渋の地獄谷噴泉」(山ノ内町)、「高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石」(大町市)、「中房温泉の膠状珪酸および珪華」(安曇野市)、「大鹿村の中

央構造線北川露頭・安康露頭」(大鹿村)がある。動物に関しては、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」(中野市)、「三岳のブッポウソウ繁殖地」(木曾町)がある。

(5) 文化的景観

重要文化的景観は、平成 16 年の文化財保護法の改正で新たに追加された文化財類型である。都道府県または市町村の申出により選定した文化財で、棚田・里山・用水路等が対象になる。本県では、平成 22 年(2010 年)に「姨捨の棚田」(千曲市)、平成 27 年(2015 年)に「小菅の里及び小菅の文化的景観」(飯山市)の 2 件が国の選定を受け重要文化的景観となる。千曲市八幡の棚田を選定した広範囲な重要文化的景観「姨捨の棚田」は、名勝「姨捨(田毎の月)」の指定範囲を含む。「小菅の里及び小菅の文化的景観」は、山々に囲まれた地で展開した景観が保たれる。



1-3-(5)-1 重要文化的景観 姨捨の棚田
(千曲市提供)

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群とは周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建物群で価値の高いものが相当し、伝統的建造物群保存地区(以下、「伝建地区」)は、建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区である。伝建地区で特に価値が高い伝建地区を国が重要伝建地区に選定する。本県では宿場町、宿坊群、門前町、山村集落等が国の選定を受ける。

本県では昭和 51 年(1976 年)に「南木曾町妻籠宿」が全国初の国選定を受け、続いて「塩尻市奈良井」、「東御市海野宿」、「白馬村青鬼」、「塩尻市木曾平沢」、「千曲市稲荷山」、「長野市戸隠」が重要伝建地区に選定されている。



1-3-(6)-1 重要伝統的建造物群保存地区「南木曾町妻籠宿」(南木曾町)

(7) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は土地に埋蔵されている文化財

であり、本県には現在約 14,900 の遺跡が周知されており（周知の埋蔵文化財包蔵地）、公共・民間工事の際の保護対象になっている。

遺跡分布には地域的な特徴があり、野尻湖付近には後期旧石器時代の遺跡が数多く見られる。また近年、香坂山遺跡群（佐久市）で約 37,000 年前の日本列島最古級の石器群が発見され、注目される。

八ヶ岳西南麓には縄文時代の遺跡が数多くあり、和田峠から八ヶ岳周囲には、黒曜石原産地とともに、その集積遺跡と製作遺跡が数多くみられる。千曲川流域の微高地や、松本盆地では、弥生時代以降、奈良・平安時代にかけての集落跡が多数発見されている。伊那谷では河岸段丘が発達し、下位の段丘から上位の段丘にかけて縄文時代から奈良・平安時代にかけての集落跡が数多く確認できる。

（８）文化財の保存技術

文化財の保存技術とは、文化財を保存していく上で欠くことのできない伝統的な技術のことである。文化財の保存に必要な材料や用具の生産、修理・修復の技術が含まれる。なかでも保存措置を講ずる必要がある技術を「選定保存技術」とし、その保持者・保存団体を認定し、保護を図る。

本県では南木曾町在住技術者の「屋根板製作」と、飯島町在住技術者の「在来絹製作」が国の選定を受けている。



1-3-(8)-1 在来絹製作（飯島町）

（９）各地域の特徴を示す文化財

代表的な国指定・国選定の文化財を各地域単位に整理すると、北信・長野地域は神社仏閣とその門前町、美術工芸品、名勝及び文化的景観、上小・佐久地域は鎌倉・室町時代の寺院建築と近代洋風建築、及び近世城郭、大北・松本地域は名勝及び天然記念物と近世城郭、木曾地域は街道史跡と町並み、諏訪地域は神社建築と縄文時代の文化、上伊那・南信州地域は史跡と地質鉱物、民俗芸能に特徴がある。その特徴は、本県の多様性の理解にもつながる。

その一部は既に「日本遺産」として分かりやすく発信されている。本県各地域の文化財を群として捉えた場合、自然と歴史文化の特徴や価値を発信できる状況にある

地 域	代表的な文化財
北信	「米子瀑布群」（須坂市）、「渋の地獄谷噴泉」（山ノ内町）、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」（中野市）、「小菅の里及び小菅の文化的景観」（飯山市）

長野	「善光寺本堂」(長野市)、「鉄鍬形」・「絹本著色両界曼荼羅図」(長野市)、「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」・「金銅阿弥陀如来及両脇侍立像(一光三尊仏)」(長野市)、「木造千手観音立像」(長野市)、「埴科古墳群」(千曲市)、「大室古墳群」(長野市)、「松代城附新御殿跡」(長野市)、「姨捨(田毎の月)」・「姨捨の棚田」(千曲市)「千曲市稲荷山重要伝建地区」,「長野市戸隠重要伝建地区」
上小	「安楽寺八角三重塔」(上田市)、「中禅寺薬師堂」(上田市)、「生島足島神社文書」(上田市)、「旧常田館製糸場施設」(上田市)、「染屋焼コレクション」(上田市)、「星糞峠黒曜石原産地遺跡」(長和町)、「信濃国分寺跡」(上田市)、「中山道」(長和町)、「上田城跡」(上田市)、「西内のシダレクリ自生地」(上田市)
佐久	「紙本著色一遍上人絵伝」(佐久市)、「旧三笠ホテル」(軽井沢町)、「龍岡城跡」(佐久市)、「東御市海野宿重要伝建地区」
大北	「仁科神明宮」(大町市)、「銅造菩薩半跏像」(松川村)、「白馬連山高山植物帯」(白馬村)、「高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石」(大町市)、「白馬村青鬼重要伝建地区」
松本	「松本城天守」(松本市)、「旧開智学校校舎」(松本市)、「旧松本区裁判所庁舎」(松本市)、「堀内家住宅」(塩尻市)、「嶋崎家住宅」(塩尻市)、「牛伏川本流水路」(松本市)、「弘法山古墳」(松本市)、「平出遺跡」(塩尻市)、「松本城」(松本市)、「上高地」(松本市)、「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」(松本市)、「中房温泉の膠状珪酸および珪華」(安曇野市)
木曾	「読書発電所施設」(南木曾町)、「木曾塗の製作用具及び製品」(塩尻市)、「中山道」(南木曾町)、「福島関跡」(木曾町)、「寝覚の床」(上松町)、「三岳のブッポウソウ繁殖地」(木曾町)、「南木曾町妻籠宿重要伝建地区」,「塩尻市奈良井重要伝建地区」,「塩尻市木曾平沢重要伝建地区」,「屋根板製作」(南木曾町)
諏訪	「諏訪大社上社」(諏訪市)、「諏訪大社下社」(下諏訪町)、「片倉館」(諏訪市)、「土偶(縄文のビーナス)」(茅野市)、「と」土偶(仮面の女神)」(茅野市)、「長野県藤内遺跡出土品」(富士見町)、「尖石石器時代遺跡」(茅野市)、「井戸尻遺跡」(富士見町)、「星ヶ塔黒曜石原産地遺跡」(下諏訪町)、「霧ヶ峰湿原植物群落」(諏訪市・下諏訪町)、「小野のシダレクリ自生地」(辰野町)
上伊那	「坂戸橋」(中川村)、「高遠城跡」(伊那市)、「光前寺庭園」(駒ヶ根市)、「在来絹製作」(飯島町)
南信州	「下黒田の舞台」(飯田市)、「遠山の霜月祭」(飯田市)、「天竜村の

	霜月神楽」(天竜村)、「雪祭(新野の雪祭)」・「新野の盆踊」・「和合の念仏踊」(阿南町)、「大鹿歌舞伎」(大鹿村)、「飯田古墳群」(飯田市)、「神坂峠遺跡」(阿智村)「恒川官衙遺跡」(飯田市)、「天龍峡」(飯田市)、「大鹿村の中央構造線北川露頭・安康露頭」(大鹿村)
--	---

1-3-(9)-1 各地域の特徴を示す文化財とその内容



1-3-(9)-2 本県の国宝、特別史跡名勝天然記念物、日本遺産と自然・歴史文化の特徴や価値を発信できる範囲(点線範囲)

第2章 文化財の保存・活用に関する基本方針

1 各分野の課題

(1) 調査・研究分野の課題

①文化財情報の正確な把握と保存

- ・ 悉皆調査が充分ではない文化財類型に関する調査と研究を行うことで、本県の文化財情報を正確に把握し、その情報の保存を行う必要がある。

②大学等研究機関が実施する調査等への参加と最新技術の導入

- ・ 大学等研究機関が実施する調査・研究への協力体制をつくり、新たな調査手法を導入することが必要である。

③社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施

- ・ 変化する社会情勢とそれに伴う価値基準の変化、県政上の課題、進展する学術研究などを考慮した調査・研究を行う必要がある。



2-1-(1)-1 長野市長沼城跡におけるジオスライサーによる土層断面と確認作業

(2) 保存・管理分野の課題

①文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進

- ・ 保存・管理状況の現状を的確に把握することで、今後の保存・管理対策と計画的な修理・修繕工事を行い、また必要に応じて指定や追加指定を進めることが必要である。

②市町村による各種文化財計画書作成の促進

- ・ 文化財を、文化財保護部局のみならず、所有者、支援団体、関係する自治体部局等と協力し、長期的な視野で保存・管理する必要がある。そのため、建造物や史跡等の個々の指定文化財にて定める「保存活用計画」と、大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランである「文化財保存活用地域計画」の作成を促進する必要がある。

③県補助金の充実と民間資金の導入

- ・ 文化財の保存に必要な修理・補修を行うにあたり、所有者の経費負担が大きな課題である。国・県指定文化財の補助制度が設けられているが、所有者が修理、防災対策等を計画的に実施できるようにすることが必要である。

④災害発生に備えた体制づくり

- ・ 文化財への被害を最小限に食い止めるために、災害予防（平時）、災害発生時の対応、東海地震等の大規模地震に関する各種対応についての対策と体制づくりが必要である。

(3) 活用・担い手分野の課題

①文化財を活用したまちづくりの推進

- ・歴史的建造物や街道、文化的景観など、本県の気候と風土が形成した文化財がある。住民生活と調和が図られ、文化財を活かしたまちづくりを推進する必要がある。

②文化観光の促進

- ・本県の気候と風土がつくる自然と歴史文化に関する文化財について、市町村が設定する関連文化群を踏まえ、ストーリー性を重視した本県の関連文化財群の設定を行い、文化財がもつ魅力を体感できる文化観光を実践する必要がある。
- ・史跡のガイダンス施設や博物館といった拠点施設の連携、民俗文化財等の文化財情報の発信を強化することで文化財がもつ観光的側面をアピールする。それにより来訪者増加につなげる必要がある。

③学校教育と社会教育との連携の促進

- ・「総合的な学習（探究）」などの学校の取組に文化財を活用するため、児童・生徒による博物館や埋蔵文化財センター等の利用を促進する必要がある。また、展示、講演会等の実施により文化財と県民の接点を積極的につくる必要がある。

④担い手の育成と支え手との関係づくり

- ・本県は人口減少の過程にあり、文化財の維持管理、継承に関わる担い手不足への対策が必要である。
- ・文化財建造物の修理に用いる茅の確保のため、茅場の維持管理のための対策を要する。



2 文化財の種別分野の課題

(1) 有形文化財

【建造物】

- ・維持管理費と保存修理工事費の負担が大きく、地域の人口減少は世帯あたりの費用負担の増大となり、大きな課題である。
- ・建造物の維持管理では、建築材の確保のほか、文化財害虫対策、防火・防犯対策が必要である。
- ・専門家で構成される修理検討委員会から、適切な指導・助言が必要である。
- ・未指定建造物は、対象物件の調査と価値付け、設計図の作成といった対策を要する。

【美術工芸品】

- ・公開と保存のバランスに細心の注意が必要であり、修復には相応の費用が生じることが

2-1-(3)-1 復元住居修理を手伝う人々
(井戸尻遺跡 富士見町提供)

課題である。

- ・美術工芸品の多くは神社・仏閣に所蔵されていることが多く、全国的に盗難が多発している。その対策として監視カメラ等の設置による防犯対策が課題である。

(2) 無形文化財

- ・県内調査により優れた芸能や工芸技術の実態を把握し、保護を促進する必要がある。

(3) 民俗文化財

【有形民俗文化財】

- ・一つの指定文化財を構成する資料数が多く、収蔵場所の確保が大きな課題である。
- ・地歌舞伎小屋は民間芸能の舞台として南信地域を中心に見られるが、建造物と同様に古い建築技法を用いるため、修理費用の負担と地元による維持管理が課題である。

【無形民俗文化財】

- ・今日まで引き継がれる祭り・行事の多くは中山間地域に色濃く残り、中心を担う地元の担い手の存在が重要であるが、人口減少と少子高齢化による祭り・行事の担い手・後継者不足が大きな課題である。

(4) 記念物

【史跡】

- ・史跡は土地と切り離すことができない文化財であるため、その所有者の権利に制限が生じることから、史跡の買上げ事業により公有地化を進めることが課題である。
- ・広大な範囲が指定対象になるため、保存活用計画の策定と史跡の日常的な維持管理が課題である。
- ・国史跡の候補となる埋蔵文化財包蔵地と長野県史跡に関しては、範囲確認のための発掘調査の実施と、保存に影響を及ぼす工事との調整が必要であり、調査指導委員会を設置し、適切な指導・助言を仰ぐ体制の構築が課題である。



2-2-(4)-1 復元整備が続く長野市の
史跡松代城跡附新御殿跡

【名勝】

- ・名勝は、土地所有者との指定に関わる同意や保護対策に関する合意形成、美的景観を保つための日常的な管理に大きな業務的ウエイトがかかるため、保存活用計画の策定を

進めることが課題である。

- ・自然的名勝は峡谷・山岳にあることが多いため、近年多発する大規模災害への対策が必要である。

【天然記念物】

- ・植物と地質鉱物に関しては、史跡・名勝と同様に土地と密接な関係にあるため、保存活用計画策定による指定区域と現状変更の取扱い基準の明確化が必要である。
- ・動物・植物に関しては気候変動により生育環境の変化が生じ、地質鉱物に関しては自然環境の中で劣化や破損が生じる可能性があるため、定期的な状況把握が必要である。
- ・保存樹に関しては、樹木の専門的知識を有する有識者に事前相談の上、ワイヤーロープによる樹木の倒木防止措置の実施のほか、日常的な維持管理作業が求められる。また、樹勢回復のための土壌改良事業等を計画的に実施することも必要である。

(5) 文化的景観

- ・文化的景観は文化財の概念そのものが一般化しておらず、本県での選定例は2例にとどまる。また、各種開発事業との調整が求められ、近年設置が増加する太陽光パネルなど景観と相容れない設備との調整が課題となっている。
- ・里山景観が多く残る本県では潜在的に重要と考えられる文化的景観が存在するため、今後、候補案件の価値を調査する必要がある。また、重要文化的景観に選定するには、その対象地域が景観計画区域内や景観地区内にある必要があり、選定前の手続きが他の文化財類型と異なる。地域住民との本質的価値の共有、自治体関係部署との情報共有と連携・協力が必要不可欠である。

(6) 伝統的建造物群

- ・保存地区においては、伝統的建造物群の管理と修理を、伝統的建造物群以外は修景に努めることが求められている。古建築と景観を主たる対象とする文化財類型であるため、過疎化に伴う空き家の増加、建造物の所有者の世代交代、地域コミュニティの変化など、直面する課題が大きい。また保存地区では、住民の日常生活と密接に関わる生活環境、防災施設の整備のほか、消防署・消防団との連携による防火体制の向上が求められる。
- ・保存地区は、国の標準条例に基づいた市町村条例により、保存地区の歴史的風致維持のため現状変更の行為に制限がかけられている。しかし、保存地区に隣接する地の砂防堰堤や太陽光パネル等の工作物の設置にも十分な注意が必要である。
- ・景観法を所管する部局との連携が必要である。

(7) 埋蔵文化財

- ・本県には約 14,900 箇所の埋蔵文化財包蔵地があり、法第 93 条・第 94 条の届出・通知が年間 3,000 件を超え、増加傾向にある反面、埋蔵文化財専門職員の配置率は令和 5 年

(2023年)で40団体、5割程度と横ばいである。

- ・域内の埋蔵文化財の所在状況や範囲・内容の把握、遺跡地図等の整備を行う市町村において、業務経験の継承が充分ではなく、経験の浅い埋蔵文化財専門職員や、専門職員以外がやむを得ず試掘調査・工事立会を実施している。
- ・各都道府県が定める基準で保護が行われている近世・近代の埋蔵文化財包蔵地に関しては、本県の基準を明確にし、市町村と連携して保護を実践する必要がある。
- ・「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関して、その保護に向けた取組を促進する必要がある。
- ・近年増す治水対策や高速道路等の大規模工事に伴う発掘調査の増加に対応するため、他機関からの人員支援に加え、民間調査組織の試行的導入を行い、今後の発掘調査のあり方について検討を重ねる必要がある。

(8) 文化財の保存技術

- ・文化財の保存に必要な材料や用具の生産、修理・修復の技術を保有する技術者が本県に在住するため、県選定保存技術者の選定も含めて、今後の後継者の確保が必要である。

3 文化財の保存・活用に関する基本方針の設定

各分野の課題を踏まえ、以下のとおり分野別に基本方針を定める。

分 野	基本方針
調査・研究分野	(1) 文化財情報の正確な把握と保存 (2) 大学等研究機関が実施する調査等への参加と最新技術の導入 (3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施
保存・管理分野	(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進 (2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進 (3) 県補助金の充実と民間資金の導入 (4) 災害発生に備えた体制づくり
活用・担い手分野	(1) 文化財を活用したまちづくりの推進 (2) 文化観光の促進 (3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進 (4) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり
文化財の種別分野	(1) 調査等委員会による指導・助言の実践 (2) 市町村文化財保護部局との情報共有と連携 (3) 研修制度の充実と専門職員の計画的採用

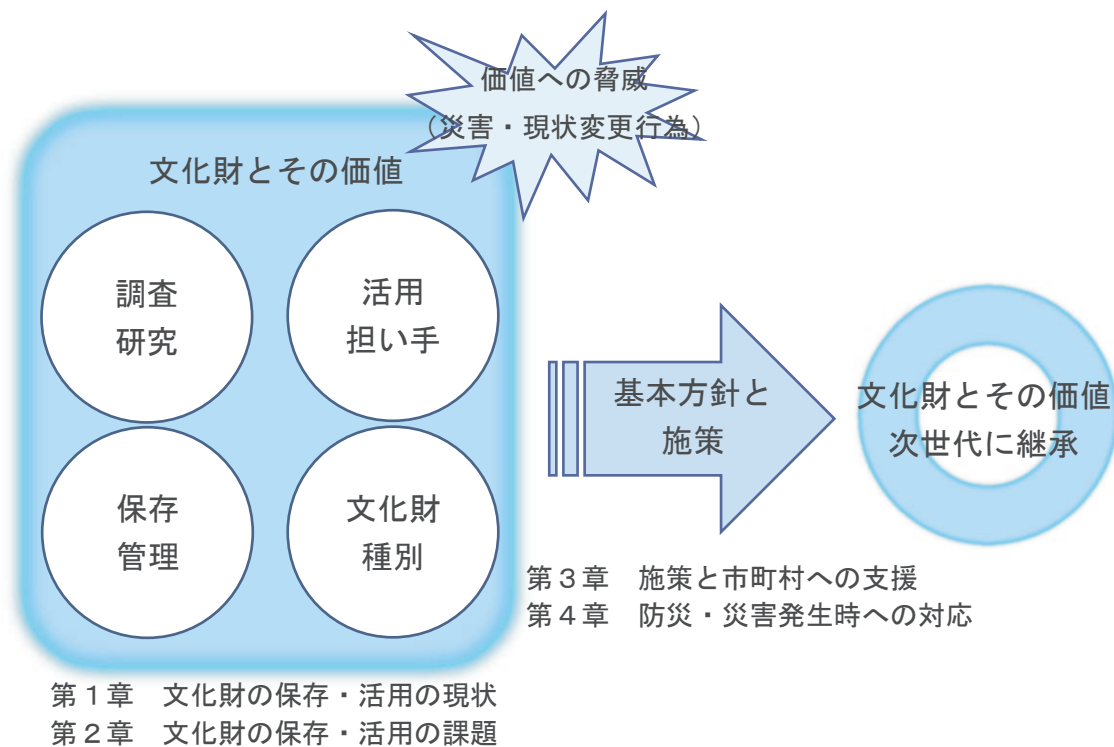
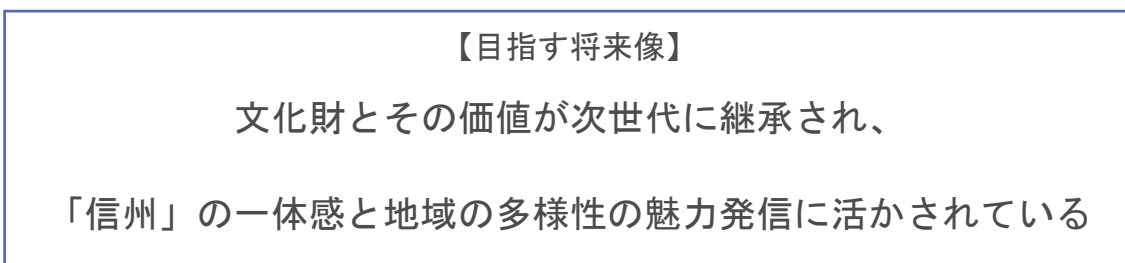
2-3-1 文化財の保存・活用に関する基本方針

4 本県の文化財行政が目指す将来像

文化財の「調査・研究分野」、「保存・管理分野」、「活用・担い手分野」、「文化財の種別分野」の基本方針は、個々の文化財において保護された文化財の価値を次世代に継承させるものとして必要不可欠なものである。そのため、基本方針に沿って講ずる施策は、文化財行政が目指すべき将来像につながるものとなる。

本県の文化財行政が目指す将来像は、「文化財とその価値が次世代に継承され、「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている」とする。

先に、本県の多様性が各地域の文化財の構成からわかると示したが、文化財の価値を次世代に継承するには、文化財の価値に物理的な影響を及ぼす現状変更の行為に制限をかけることはもとより、一方で各地域の文化財の価値を県民と共有し、また地域の魅力発信に活かしていく必要がある。



2-4-1 基本方針の位置づけと施策・目指すべき将来像の関係図

第3章 本県が主体となって行う施策及び市町村への支援の方針

前章の基本方針に従い、本県が主体となって行う施策を記載する。

1 調査・研究分野

調査・研究分野：文化財の価値を高める、あるいは新たな価値の発見を行う事業。

(1) 文化財情報の正確な把握と保存

- 本県がこれまで実施した各文化財類型の悉皆的調査には偏りがあるため、未実施の文化財類型に関して分布調査及び史料編さん等による調査と、研究を進める。
- 県立歴史館の科学分析により収蔵資料等がもつ新たな価値を発見し、成果を公開する。

(2) 大学等研究機関が実施する調査等への参加と最新技術の導入

- 大学等研究機関が実施する調査・研究に本県職員が参加することで最新の調査技術等を習得・把握し、調査・研究分野の質的向上を図る。

(3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施

- 国や他県の調査情報の収集により、文化財がもつ価値の重要性や評価基準を更新する。
- 近現代に関する史資料の収集と調査・研究は、国の指針を参照し、実施方針を検討する。

2 保存・管理分野

保存・管理分野：文化財が持つ価値を記録保存し、あるいは指定等の保護措置と保存活用計画の策定により現状変更を防止する事業。保存後の維持管理で価値を保つ事業。

(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進

- 本県文化財保護指導委員による文化財パトロールの結果を重視し、それを県と市町村との連携や、補助事業の優先順位に活かす。
- 国指定候補になりうる県指定文化財及び「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関しては、定期的なモニタリングを実施し、本県文化財保護審議委員の指導・助言を受ける。
- 県立歴史館の分析機器により脆弱資料の状態を正確に把握し、適切な資料保存を行う。

(2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進

- 指定文化財の範囲とその本質的価値、現状変更の取扱い基準等を定める「保存活用計画」と、文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクション・プランである市町村の「文化財保存活用地域計画」の策定に関して、市町村の要請に応じた助言と、策定に係る研修を行い、文化財がもつ価値の次世代継承を促進する。
- 小規模町村などにおいて自ら地域計画を作成することが難しい場合、複数の町村が共同で地域計画を作成できるよう、本県と小規模町村が連携し、作成を支援する。

(3) 県補助金の充実と民間資金の導入

- 所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業への補助を、緊急性や必要性を適切

に判断し、引き続き行う。

- 所有者等の自己負担金の資金調達的手法として、クラウドファンディング、財団の助成、文化庁以外の他省庁の補助金・交付金について検討し、適切な周知を行う。

(4) 災害発生に備えた体制づくり

- 災害予防(平時)、災害発生時、東海地震等大規模地震への対応は、令和3年(2021年)に策定した「長野県文化財防災マニュアル」及び「長野県文化財レスキューガイドライン」を指針として対応する。また、文化財保護行政市町村担当者会議において、本県のマニュアル・ガイドラインの内容に関する周知を定期的に行い、運用を図る。
- 大規模災害発生時に備え、国立文化財機構文化財防災センターと平時から連携を図り、本県主催の研修会にて文化財防災の実践的な研修を実施する。

3 活用・担い手分野

活用・担い手分野：情報発信、展示や文化財の現地公開、学校授業や生涯学習での文化財利用により、文化財が持つ価値を県民に広め、共有する事業。まちづくりや文化観光に文化財を活かす事業。文化財の保存・継承の担い手を増やす事業。

(1) 文化財を活用したまちづくりの推進

- 本県関係部局及び現地機関、市町村と連携し、文化財の積極的な活用を推進する体制を構築し、単発的事業ではなく、継続的かつ組織的な事業で文化財活用の裾野を広げる。

(2) 文化観光の促進

- 本県で認定された4つの日本遺産を軸とする「文化財ベルト」の積極的活用に加え、本県各地域の自然と歴史文化に関する遺産の磨き上げとブランド化を行うことで、引き続き文化観光を推進する。
- VR(仮想現実)やAR(拡張現実)といった先端技術の活用した歴史的体験、歴史的建造物を会議やレセプションで用いるユニークベニュー、歴史的体感を重視した Living History 事業を試行する。

(3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進

- 県立歴史館が実施する講演会、学校への出前事業、職員研修制度と、市町村への展示等技術支援を通じて、市町村の実施事業を下支えする。
- 県立歴史館の施設の機能充実について検討する。

(4) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり

- 文化財に興味・関心があり関与を希望する人々と、文化財が、互いに接触する機会を、ボランティア等活動により創出する。
- 文化財の修理資材の安定的確保を図るため、茅場の維持管理を担う団体へ支援を行う。
- 支え手である公益財団法人等と文化財の保存・活用に関する連携活動を促進する。

4 文化財の種別分野

文化財の種別分野：文化財の種別に合わせた保護を実践するための、本県から市町村への情報提供、本県と市町村の連携、専門家による指導・助言、職員研修や専門職員の採用に関する事業。

(1) 調査等委員会による指導・助言の実践

- 文化財所有者等が実施する修理及び調査等に関して、適切な対応を講じることができるよう、専門家による指導・助言が受けられるエキスパートバンク制度を本県が設ける。
- 公益財団法人長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会との連携を進め、本県の建造物等の保存・活用状況について情報共有を進める。

(2) 市町村文化財保護部局との情報共有と連携

- 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地について、本県が保護の対象とする範囲の基準を示し、市町村と連携して埋蔵文化財の保護を実践する。
- 本県及び他県にて実践される文化財保存と活用の事例を収集し、市町村に情報提供する。
- 建築基準法の適用除外を検討する市町村に対して、関連する情報提供を行う。

(3) 研修制度の充実と専門職員の計画的採用

- 市町村の文化財保護体制を下支えするため、本県が主催する各種文化財保護の研修制度を充実させる。
- 本県の文化財保護体制の維持・向上のため、専門職員の計画的な採用を実施するとともに、特定の文化財種別に偏らない多様な専門職員の構成を図る。
- 本県で学ぶ大学生・大学院生が専門職員として就職できる環境づくりを進める。

第4章 防災・災害発生時への対応

本県では、国・県指定文化財の防災に関して、「長野県地域防災計画」と「文化庁防災業務計画」等に基づき、具体的な行動の指針を示す目的で「長野県文化財防災マニュアル」を作成した。同マニュアルは平成20年（2008年）に策定され、平成25年（2013年）、令和元年（2021年）に改定されている。

また、平成29年（2017年）に千曲市の松田家住宅主屋及び松田家齋館の2棟の県宝の消失を契機に「文化財防災対策検討委員会」が設置され、災害時の文化財への対応を検討し、令和元年（2021年）に「長野県文化財レスキューガイドライン」を策定した。2つのマニュアル・ガイドラインは、本大綱の防災・災害発生時の指針となるものである。

1 平常時の備え

平常時には、毎年1月26日の「文化財防火デー」に合わせた防災設備の点検や消火訓練を実施している。今後は、令和元年（2019年）9月に文部科学大臣が決定した「世界遺産・国宝等における防火対策5ヶ年計画」や、国の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を踏まえ、防火設備の整備等のハード面の整備に加え、定期点検、防災訓練の実施などソフト面の取組を強化する。令和2年（2020年）12月には、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に改訂された。

また、平成25年（2013年）10月の国の「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」に基づき、所有者や市町村と相談の上、計画的に耐震基礎診断と耐震補強に取り組む必要がある。

対策等の内容	項目
文化財の防災知識	・文化財の防災知識の収集と防災対策の実施
防火訓練の実施	・毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心とする文化財防火運動
耐震対策	・文化財等の耐震対策の実施 ・安全な公開方法、避難方法の設定 ・注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 ・地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 ・文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備 ・地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

4-1-1 平時の備え

2 被災時の対応（一般災害）

災害発生時には、文化財の所有者から市町村に提出された被害状況調査票をもとに本県

と市町村及び文化財の所有者等の情報共有を速やかに図り、復旧計画の策定を行う。

また、本県と市町村では対応が困難である大規模災害の場合は、国指定文化財は文化庁と、地方指定文化財等は国立文化財機構 文化財防災センターと連絡調整し、支援を要請する。

災害発生後には、被災した文化財を速やかに救出する必要があるため、本県、県立歴史館、被災した市町村の文化財保護部局、信州資料ネット等で構成する「長野県文化財レスキューネット」内で被害状況を共有し、文化財レスキュー作業に迅速かつ円滑に移行する。

段 階	項 目
災害発生時	・人命の安全確保
災害発生後	・文化財の被災状況の把握 ・文化財の所有者は「被害状況調査票」を作成し市町村に報告
復旧時	・復旧計画の策定 ・復旧事業に対する支援 ・復旧事業の実施

4-2-1 被災時の対応（一般災害）

3 東海地震等の大規模地震発生時への対応

大規模地震発生時は、人命の安全確保を最優先とし、発生後の第1段階から第4段階に被災した文化財への対応を行う。

大規模地震の場合、広域かつ被害規模が多いことが想定されるため、第2段階にて本県が中心となり関係機関の調整を行い、文化庁や文化財防災センター、長野県文化財レスキューネットと連携して第3段階・第4段階に順次移行する。

段 階	項 目
東海地震注意情報発表時	・安全の確保 ・文化財の避難
東海地震警戒宣言発令時	・安全の確保 ・文化財の避難
発生段階	・安全確保と避難 ・人命救助 ・二次災害の防止
第1段階 発生から1週間程度	・安全確保と文化財の被災状況の把握 ・文化財の二次災害の防止
第2段階 発生から2週間程度	・文化財の所有者は「被害状況調査票」を作成し市町村に報告 ・文化財等の救援事業の申請
第3段階 発生から1ヶ月程度	・損壊文化財等の部材保全

第4段階 復興段階	・被災文化財の修復計画の策定 ・修復事業の実施
--------------	----------------------------

4-3-1 東海地震等の大規模地震発生時の対応

4 防犯対策

美術工芸品日常的な防犯対策では、市町村や所有者による文化財の管理台帳の備えつけと、文化財の所在と保管状況の定期的な点検が必要である。

常時人目に触れるような文化財の場合は、き損や盗難に備え、防犯カメラや防犯センサー等の設置を推し進める必要がある。

美術工芸品の盗難が場合は、文化庁の盗難等に関する情報提供特設ページ「取り戻そう！みんなの文化財～」に情報掲載し、早期発見に努める。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

本県の諸課題に対応し、地域が一体となった文化財の保存・活用を進めていくためには、本県の文化財担当部局だけでなく、本県の関係部局及び現地機関、関係する団体等と連携する必要がある。

また、本県は、歴史や民俗に関する任意の研究団体が各地に数多く存在することが特質で、地域にある各種文化財の現状や、その保存状態に目配せをし、また定期的に雑誌を発行し、本県の調査・研究に貢献している。研究団体と連携を図り、文化財の保存・活用を推進する必要がある。

1 本県の文化財行政

本県では、本庁に教育委員会事務局文化財・生涯学習課、現地機関に県立歴史館、附属機関に長野県文化財保護審議会が設置されている。

なお今後、文化財の保存・活用をより一層推進するため、組織改編を行うなどの視点をもつことも必要である。

(1) 教育委員会事務局文化財・生涯学習課

本県では、文化財の保存・活用に関する事務は教育委員会事務局の文化財・生涯学習課がその役割を担っている。担当事務としては、文化財の指定や管理、文化財の保存・活用に係る調査及び調整、銃砲刀剣類の登録、博物館の登録等である。

現地機関には県立歴史館を設置し、資料の収集、保存、調査研究、展示等を行っている。

また、県民文化部文化政策課が本県の芸術文化の振興に関する事務を担当し、一般財団法人長野県文化振興事業団に長野県埋蔵文化財センターが設置されており、発掘調査事業組織として県が行う発掘調査を代行している。

【本庁】

部局名	担当事務
教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 文化財係	<ul style="list-style-type: none">・有形・無形・民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び埋蔵文化財などの保護・継承及び活用に関すること。・日本遺産に関すること。・世界遺産に関すること。・銃砲刀剣類の登録に関すること。・博物館に関すること。・県立歴史館の管理に関すること。
県民文化部 文化政策課	<ul style="list-style-type: none">・芸術文化の振興に関すること。・県立文化施設の管理・運営に関すること。

【現地機関】

現地機関名	担当事務
県立歴史館	・考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等の収集、保存、調査研究、情報提供及び展示に関すること。

【発掘調査機関】

現地機関名	担当事務
長野県 埋蔵文化財センター	・埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 ・埋蔵文化財保護の普及啓発に関すること。

5-1-(1)-1 本県の文化財行政

(2) 文化財保護審議会（附属機関）

長野県文化財保護審議会条例に基づき、本県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査し、並びにこれらの事項に関して本県教育委員会に建議する附属機関である。

委員は、学識経験者から本県教育委員会が任命する。委員定数は15名以内であるが、特定の事項について調査するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。令和6年（2024年）1月1日時点現在で、委員15名に委嘱する。

委員の専門分野は、建造物、絵画、彫刻、考古資料、歴史資料、民俗文化財、史跡、名勝、動物、植物、地質鉱物である。

2 本県の関係部局及び現地機関

文化財の保存・活用の一層の推進のため、本県の地域づくり、自然環境保護、産業、観光、学校教育や生涯学習等の事務を担当する部局及び現地機関と連携する。

部局名	担当事務
企画振興部 地域振興課	・地域づくり人材の確保・育成に関すること。 ・市町村の地方創生・地域再生に関すること。
環境部 自然保護課	・自然公園法・自然環境保全条例に基づく許認可に関すること。 ・自然公園の巡回指導など自然公園等の管理に関すること。 ・野生動植物の保護に関すること
産業労働部 産業技術課	・伝統的工芸品産業の振興に関すること。
観光部 山岳高原観光課	・長野県登山安全条例に関すること。 ・信州登山案内人に関すること。
観光部	・外国人観光客の誘客に関すること。

観光誘客課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光キャンペーンに関すること。 ・サイクルツーリズムに関すること。
建設部 都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観育成の事務に関すること。
教育委員会事務局 学びの改革支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小・中・高等学校における教育課程の適正な編成・実施等に関すること
教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> ・県立長野図書館に関すること。 ・生涯学習振興のための企画・調整に関すること。 ・青少年教育、社会教育などの推進に関すること。

5-1-(2)-1 本県の関係部局及び現地機関

3 他の機関との連携

(1) 文化財保護指導委員

本県の文化財保護指導委員は、国・県指定文化財について随時巡視を行い、また所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言等を行う目的で設置された委員である。現在 20 名が委嘱されている。

(2) 一般財団法人長野県文化振興事業団

県民の心の豊かさの醸成と文化力の向上を目指し、所管する 6 施設の特性と地域性を活かしつつ、音楽・演劇・美術・歴史に関する文化振興事業を展開する。

(3) その他団体

各団体と連携し、文化財の保存・活用の推進、担い手等の育成、災害発生時の対応を行う。

【長野県博物館協議会】

県内の博物館相互の連絡と協力を図るために設立された団体。

【長野県史料保存活用連絡協議会】

本県及び県内市町村が保管している公文書等及び地域の古文書・記録類を保存・活用することに関して設立された団体。

【信州資料ネット】

令和元年（2019 年）10 月の東日本台風を契機に長野県内の有志によって設立された被災資料の救出保全のためのボランティア団体。

【公益財団法人長野県建築士会 へリテージマネージャー協議会】

歴史文化遺産の保全と活用進するため、へリテージマネージャーの育成と研修、活動の情報収集と公開並びに連絡・協議活動を行う団体。

【長野県文化財保護協会】

文化財関係者や所有者等向けの研修会を実施する団体。

参考資料

文化庁の補助事業等で実施した本県の文化財調査

文化財の種別		調査名	長野県刊行年度
有形文化財	建造物	民家緊急調査	
		集落町並み予備調査	
		近世社寺建築緊急調査	昭和 57 年(1982 年)
		近代化遺産（建造物等） 総合調査	平成 21 年(2009 年)
		近代和風建築総合調査	平成 30 年(2018 年)
民俗文化財		民俗資料緊急調査	
		民俗文化財分布調査	昭和 60 年(1985 年)
		民謡緊急調査	昭和 59 年(1984 年)
		民俗芸能緊急調査	平成 7 年(1995 年)
記念物	史跡	中近世城館遺跡・ 近世大名墓所調査	昭和 58 年(1983 年) 中世城館遺跡刊行
		歴史の道調査	昭和 54 年(1979 年)- 平成 8 年(1996 年)
	名勝	近世の庭園・公園等に関 する調査・研究	平成 24 年(2012 年)
		名勝に関する総合調査 (所在調査)	平成 25 年(2013 年)
	天然記念物	植生図・主要動植物地図	
文化的景観		農林水産業に関連する文 化的景観の保護に関する調 査研究	平成 17 年(2005 年)
		採掘・製造、流通・往来及 び居住に関連する文化的 景観の保護に関する調査 研究	平成 22 年(2010 年)
伝統的建造物群		伝統的建造物群保存対策 調査	
埋蔵文化財		全国遺跡地図	昭和 42 年(1967 年)

長野県文化財保存活用大綱

発行日 令和6年(2024)3月31日

編集・発行 長野県教育委員会

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7441

FAX 026-235-7493